

第49号議案

品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

品川区立戸越台複合施設の大規模改修において、特別養護老人ホームは入所者の居ながら工事を計画している。そのため、効率的な工事の実施によりできる限りその工事期間の短縮を図り、併設の在宅サービスセンターを移転するため、必要な規定整備を行う。

2. 改正の内容 ※新旧対照表のとおり

旧所在地 品川区戸越 1-15-23

新所在地 品川区東中延 1-5-7

3. 移転先概要

(1) 物件名 プラムアーク品川ビル

(2) 所在地 品川区東中延 1-5-7 プラムアーク 1階

(3) 面積 約200平方メートル(60.61坪)

(4) 形態 指定管理者による賃貸契約

(契約期間) 平成30年7月1日から平成32年6月30日

4. 移転期間(予定)等

(1) 移転先内装工事 平成30年7月1日から7月末

(2) 移転期間 平成30年8月1日から平成32年6月30日

5. 施行期日

平成30年8月1日

[参考]



新旧対照表

○品川区立在宅サービスセンター条例

新	旧
品川区立在宅サービスセンター条例	品川区立在宅サービスセンター条例
平成3年3月30日 条例第16号	平成3年3月30日 条例第16号
改正 平成6年3月30日条例第12号 平成6年12月2日条例第31号 平成8年3月29日条例第21号 平成9年3月31日条例第12号 平成9年10月27日条例第29号 平成10年3月30日条例第20号 平成12年3月28日条例第23号 平成12年7月14日条例第39号 平成13年3月30日条例第4号 平成13年3月30日条例第24号 平成17年10月24日条例第27号 平成22年3月30日条例第14号 平成24年10月22日条例第44号 平成25年12月9日条例第43号 平成29年3月29日条例第14号 <u>平成30年 月 日条例第 号</u>	改正 平成6年3月30日条例第12号 平成6年12月2日条例第31号 平成8年3月29日条例第21号 平成9年3月31日条例第12号 平成9年10月27日条例第29号 平成10年3月30日条例第20号 平成12年3月28日条例第23号 平成12年7月14日条例第39号 平成13年3月30日条例第4号 平成13年3月30日条例第24号 平成17年10月24日条例第27号 平成22年3月30日条例第14号 平成24年10月22日条例第44号 平成25年12月9日条例第43号 平成29年3月29日条例第14号
(設置)	(設置)
第1条 在宅の介護もしくは支援等を要する高齢者または心身に障害のある者 (以下「在宅の要介護高齢者等」という。)に対し、日常生活を営むのに必要 なサービスを提供することによって福祉の増進を図るため、品川区立在宅 サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)を設置する。 本条…一部改正〔平成9年条例12号・12年23号〕	第1条 在宅の介護もしくは支援等を要する高齢者または心身に障害のある者 (以下「在宅の要介護高齢者等」という。)に対し、日常生活を営むのに必要 なサービスを提供することによって福祉の増進を図るため、品川区立在宅 サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)を設置する。 本条…一部改正〔平成9年条例12号・12年23号〕
(名称および所在地)	(名称および所在地)
第2条 サービスセンターの名称および所在地は、別表第1のとおりとする。 本条…一部改正〔平成12年条例23号〕	第2条 サービスセンターの名称および所在地は、別表第1のとおりとする。 本条…一部改正〔平成12年条例23号〕
(休業日等)	(休業日等)
第3条 サービスセンターの休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 2 サービスセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休業日 および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 4 第1項または第2項の規定にかかわらず、指定管理者(第10条第1項に規 定する指定管理者をいう。)は、必要があると認めるときは、区長の承認を	第3条 サービスセンターの休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 2 サービスセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休業日 および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 4 第1項または第2項の規定にかかわらず、指定管理者(第10条第1項に規 定する指定管理者をいう。)は、必要があると認めるときは、区長の承認を

新	旧
<p>得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p>	<p>得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p>
<p>本条…追加〔平成17年条例27号〕 (サービスの提供)</p>	<p>本条…追加〔平成17年条例27号〕 (サービスの提供)</p>
<p>第4条 サービスセンターは、次に掲げるサービスを提供する。</p>	<p>第4条 サービスセンターは、次に掲げるサービスを提供する。</p>
<p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第7項に規定する通所介護または同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護および法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第7項に規定する通所介護または同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護および法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p>
<p>(2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)</p>	<p>(2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)</p>
<p>(3) 介護に関する情報提供および高齢者等の家族介護に対する支援</p>	<p>(3) 介護に関する情報提供および高齢者等の家族介護に対する支援</p>
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるサービス 本条…全部改正〔平成12年条例23号〕、旧3条…繰下〔平成17年条例27号〕、本条…一部改正〔平成22年条例14号・29年14号〕</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるサービス 本条…全部改正〔平成12年条例23号〕、旧3条…繰下〔平成17年条例27号〕、本条…一部改正〔平成22年条例14号・29年14号〕</p>
<p>(利用者)</p>	<p>(利用者)</p>
<p>第5条 サービスセンターを利用することができる者は、区内に住所を有する在宅の要介護高齢者等およびその家族とする。</p>	<p>第5条 サービスセンターを利用することができる者は、区内に住所を有する在宅の要介護高齢者等およびその家族とする。</p>
<p>見出・本条…一部改正〔平成12年条例23号〕、旧4条…繰下〔平成17年条例27号〕</p>	<p>見出・本条…一部改正〔平成12年条例23号〕、旧4条…繰下〔平成17年条例27号〕</p>
<p>(利用手続等)</p>	<p>(利用手続等)</p>
<p>第6条 サービスセンターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>第6条 サービスセンターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承認しない。</p>	<p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承認しない。</p>
<p>(1) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</p>	<p>(1) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</p>
<p>(2) サービスセンターの管理運営上支障があると認めるとき。 1・2項…一部改正〔平成12年条例23号〕、旧5条…繰下〔平成17年条例27号〕</p>	<p>(2) サービスセンターの管理運営上支障があると認めるとき。 1・2項…一部改正〔平成12年条例23号〕、旧5条…繰下〔平成17年条例27号〕</p>
<p>(使用料等)</p>	<p>(使用料等)</p>
<p>第7条 前条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納めなければならない。</p>	<p>第7条 前条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納めなければならない。</p>
<p>(1) 第4条第1号に掲げるサービス サービスの内容、サービスセンター</p>	<p>(1) 第4条第1号に掲げるサービス サービスの内容、サービスセンター</p>

新	旧
<p>の所在する地域等を勘案して算定される当該サービスに要する平均的な費用（日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）</p> <p>(2) 第4条第2号に掲げるサービス 法第115条の45の3第2項の規定により、第1号通所事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額</p> <p>2 利用者は、前項の規定によるもののほか、食事その他の費用で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を負担しなければならない。</p> <p>本条…全部改正〔平成12年条例23号〕、1項…一部改正〔平成13年条例4号〕、1項…一部改正・旧6条…繰下〔平成17年条例27号〕、1項…一部改正〔平成29年条例14号〕</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、または利用を停止し、もしくは制限することができる。</p> <p>(1) 利用の目的または区長の指示に違反したとき。</p> <p>(2) この条例に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>本条…一部改正・旧7条…繰下〔平成17年条例27号〕</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 利用者は、サービスセンターの利用に際して、施設および設備（以下「施設等」という。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>本条…一部改正・旧8条…繰下〔平成17年条例27号〕</p> <p>(サービスセンターの管理等)</p> <p>第10条 別表第2に定めるサービスセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、サービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の</p>	<p>の所在する地域等を勘案して算定される当該サービスに要する平均的な費用（日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）</p> <p>(2) 第4条第2号に掲げるサービス 法第115条の45の3第2項の規定により、第1号通所事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額</p> <p>2 利用者は、前項の規定によるもののほか、食事その他の費用で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を負担しなければならない。</p> <p>本条…全部改正〔平成12年条例23号〕、1項…一部改正〔平成13年条例4号〕、1項…一部改正・旧6条…繰下〔平成17年条例27号〕、1項…一部改正〔平成29年条例14号〕</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、または利用を停止し、もしくは制限することができる。</p> <p>(1) 利用の目的または区長の指示に違反したとき。</p> <p>(2) この条例に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>本条…一部改正・旧7条…繰下〔平成17年条例27号〕</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 利用者は、サービスセンターの利用に際して、施設および設備（以下「施設等」という。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>本条…一部改正・旧8条…繰下〔平成17年条例27号〕</p> <p>(サービスセンターの管理等)</p> <p>第10条 別表第2に定めるサービスセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、サービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の</p>

新	旧
<p>収入として、利用者から収受することができる。</p> <p>3 前項の規定により指定管理者が収受することができる利用料金の額は、第7条第1項に規定する使用料と同額とする。</p> <p>見出・1項…一部改正・2・3項…追加〔平成12年条例23号〕、1項…一部改正〔平成12年条例39号〕、見出・1・2項…全部改正・3項…一部改正・旧9条…繰下〔平成17年条例27号〕</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、サービスセンターの管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) サービスセンターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) サービスセンターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>本条…追加〔平成17年条例27号〕</p> <p>(指定管理者の行う業務)</p> <p>第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第4条各号に掲げるサービスの提供に関すること。</p> <p>(2) 施設等の維持および修繕に関すること。</p> <p>(3) 施設等の使用に関すること。</p> <p>(4) 利用料金の徴収に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務</p> <p>本条…追加〔平成17年条例27号〕</p> <p>(指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第13条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要</p>	<p>収入として、利用者から収受することができる。</p> <p>3 前項の規定により指定管理者が収受することができる利用料金の額は、第7条第1項に規定する使用料と同額とする。</p> <p>見出・1項…一部改正・2・3項…追加〔平成12年条例23号〕、1項…一部改正〔平成12年条例39号〕、見出・1・2項…全部改正・3項…一部改正・旧9条…繰下〔平成17年条例27号〕</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、サービスセンターの管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) サービスセンターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) サービスセンターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>本条…追加〔平成17年条例27号〕</p> <p>(指定管理者の行う業務)</p> <p>第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第4条各号に掲げるサービスの提供に関すること。</p> <p>(2) 施設等の維持および修繕に関すること。</p> <p>(3) 施設等の使用に関すること。</p> <p>(4) 利用料金の徴収に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務</p> <p>本条…追加〔平成17年条例27号〕</p> <p>(指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第13条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要</p>

新	旧
<p>な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報等を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>本条…追加〔平成17年条例27号〕、1項…一部改正〔平成25年条例43号〕</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>旧10条…繰下〔平成17年条例27号〕</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成3年6月規則第31号で、同3年7月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成6年3月30日条例第12号)</p> <p>この条例は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成6年12月2日条例第31号)</p> <p>この条例は、平成7年2月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成8年3月29日条例第21号)</p> <p>この条例は、平成8年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年3月31日条例第12号)</p> <p>この条例中、第1条の規定は平成9年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年10月27日条例第29号)</p> <p>この条例は、平成9年11月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成10年3月30日条例第20号)</p> <p>この条例中、第1条の規定は平成10年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成12年3月28日条例第23号)</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成12年7月14日条例第39号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成13年3月30日条例第4号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成13年3月30日条例第24号)</p>	<p>な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報等を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>本条…追加〔平成17年条例27号〕、1項…一部改正〔平成25年条例43号〕</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>旧10条…繰下〔平成17年条例27号〕</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成3年6月規則第31号で、同3年7月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成6年3月30日条例第12号)</p> <p>この条例は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成6年12月2日条例第31号)</p> <p>この条例は、平成7年2月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成8年3月29日条例第21号)</p> <p>この条例は、平成8年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年3月31日条例第12号)</p> <p>この条例中、第1条の規定は平成9年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年10月27日条例第29号)</p> <p>この条例は、平成9年11月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成10年3月30日条例第20号)</p> <p>この条例中、第1条の規定は平成10年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成12年3月28日条例第23号)</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成12年7月14日条例第39号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成13年3月30日条例第4号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成13年3月30日条例第24号)</p>

新	旧
<p>この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年10月24日条例第27号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の品川区立在宅サービスセンター条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項の規定により管理を委託している品川区立在宅サービスセンターについては、旧条例第3条、第6条および第9条の規定は、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の品川区立在宅サービスセンター条例第11条第3項の規定により当該品川区立在宅サービスセンターの指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>付 則（平成22年3月30日条例第14号）</p> <p>この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成24年10月22日条例第44号）</p> <p>この条例中別表第1品川区立八ツ山保育園ふれあいデイホームの項を削る改正規定は平成24年12月1日から、同表品川区立月見橋在宅サービスセンターの項の改正規定は平成25年3月4日から施行する。</p> <p>付 則（平成25年12月9日条例第43号）</p> <p>この条例は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年3月29日条例第14号）</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>付 則（平成30年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、平成30年8月1日から施行する。</u></p>	<p>この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年10月24日条例第27号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の品川区立在宅サービスセンター条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項の規定により管理を委託している品川区立在宅サービスセンターについては、旧条例第3条、第6条および第9条の規定は、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の品川区立在宅サービスセンター条例第11条第3項の規定により当該品川区立在宅サービスセンターの指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>付 則（平成22年3月30日条例第14号）</p> <p>この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成24年10月22日条例第44号）</p> <p>この条例中別表第1品川区立八ツ山保育園ふれあいデイホームの項を削る改正規定は平成24年12月1日から、同表品川区立月見橋在宅サービスセンターの項の改正規定は平成25年3月4日から施行する。</p> <p>付 則（平成25年12月9日条例第43号）</p> <p>この条例は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年3月29日条例第14号）</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>

別表第1（第2条関係）

名称	所在地
品川区立八潮在宅サービスセンター	東京都品川区八潮五丁目10番27号
品川区立大井在宅サービスセンター	東京都品川区大井四丁目14番8号
品川区立大崎在宅サービスセンター	東京都品川区大崎二丁目11番1号
<u>品川区立戸越台在宅サービスセンター</u>	<u>東京都品川区東中延一丁目5番7号</u>
品川区立荏原在宅サービスセンター	東京都品川区荏原二丁目9番6号

別表第1（第2条関係）

名称	所在地
品川区立八潮在宅サービスセンター	東京都品川区八潮五丁目10番27号
品川区立大井在宅サービスセンター	東京都品川区大井四丁目14番8号
品川区立大崎在宅サービスセンター	東京都品川区大崎二丁目11番1号
<u>品川区立戸越台在宅サービスセンター</u>	<u>東京都品川区戸越一丁目15番23号</u>
品川区立荏原在宅サービスセンター	東京都品川区荏原二丁目9番6号

新		旧	
—		—	
品川区立五反田保育園ふれあいデ イホーム	東京都品川区東五反田二丁目15番 6号	品川区立五反田保育園ふれあいデ イホーム	東京都品川区東五反田二丁目15番 6号
品川区立小山在宅サービスセンタ ー	東京都品川区小山七丁目14番18号	品川区立小山在宅サービスセンタ ー	東京都品川区小山七丁目14番18号
品川区立中延在宅サービスセンタ ー	東京都品川区中延六丁目8番8号	品川区立中延在宅サービスセンタ ー	東京都品川区中延六丁目8番8号
品川区立月見橋在宅サービスセン ター	東京都品川区南大井三丁目7番10 号	品川区立月見橋在宅サービスセン ター	東京都品川区南大井三丁目7番10 号
本表…一部改正〔平成6年条例12号・31号・8年21号・9年12号・ 29号・10年20号・12年23号・13年24号・22年14号・24年44号・25年 43号〕		本表…一部改正〔平成6年条例12号・31号・8年21号・9年12号・ 29号・10年20号・12年23号・13年24号・22年14号・24年44号・25年 43号〕	
別表第2（第10条関係）		別表第2（第10条関係）	
1 品川区立八潮在宅サービスセンター		1 品川区立八潮在宅サービスセンター	
2 品川区立大井在宅サービスセンター		2 品川区立大井在宅サービスセンター	
3 品川区立大崎在宅サービスセンター		3 品川区立大崎在宅サービスセンター	
4 品川区立戸越台在宅サービスセンター		4 品川区立戸越台在宅サービスセンター	
5 品川区立荏原在宅サービスセンター		5 品川区立荏原在宅サービスセンター	
6 品川区立小山在宅サービスセンター		6 品川区立小山在宅サービスセンター	
7 品川区立中延在宅サービスセンター		7 品川区立中延在宅サービスセンター	
8 品川区立月見橋在宅サービスセンター		8 品川区立月見橋在宅サービスセンター	
本表…追加〔平成12年条例23号〕、一部改正〔平成13年条例24号・ 17年27号〕		本表…追加〔平成12年条例23号〕、一部改正〔平成13年条例24号・ 17年27号〕	